

佐賀県告示第二百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年五月二十一日から平成二十二年六月二十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月二十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道の区		変更前の幅員メートル	延長メートル
	区	間		
一般国道 二〇七号	鹿島市大字高津原字単町三 一番一地先から	鹿島市大字重ノ木字宗原角 乙三〇五四番四地先まで	後 三六・七 一五・八	三七〇・六
	鹿島市大字高津原字単町三 一番一地先から	鹿島市大字重ノ木字宗原角 乙三〇五四番四地先まで	前 一九・三 一四・八	三七〇・五
一般国道 四四四号	鹿島市大字納富分字松三六 五四番一地先から	鹿島市大字納富分字松三六 三三番一地先まで	後 四一・〇 一七・七	一二九・八
	鹿島市大字納富分字松三六 五四番一地先から	鹿島市大字納富分字松三六 三三番一地先まで	前 二一・〇 一八・〇	一三〇・五

奥山鹿島線 県道			
鹿島市古枝字寺籠甲二三五 八番七地先から 鹿島市大字納富分字琴淵二 七三六番九地先まで	鹿島市古枝字寺籠甲二三五 八番七地先から 鹿島市大字納富分字鬼丸二 八〇一番一地先まで	鹿島市大字納富分字鬼丸二 八〇八番一地先から 鹿島市大字高津原字高祖六 一番五地先まで	鹿島市大字納富分字鬼丸二 八〇八番一地先から 鹿島市大字高津原字高祖六 一番五地先まで
前	後	前	後
四一・二 七・八	二一・五 一五・五	一九・三 一四・八	三六・七 一五・八
一、九一五・一	一、八九五・六	三七〇・五	三七〇・六